エ　登録証明書等又はその写し
オ　財務諸表類
カ　納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３、その３の２又はその３の３の写し）
キ　行政書士等の代理申請による場合には、同代理申請に係る委任状

⑷　申請書等の作成に用いる言語
①　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のその他の書類は、日本語の訳文を付記又は添付すること。
②　提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

４　競争に参加することができない者
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者
⑶　数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体（以下「共同企業体」という。)であって、上記４⑴及び４⑵に該当する構成員を含む者
⑷　次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者を含む。）
①　契約の履行に当たり故意に工事等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
⑸　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査を受けていない者
⑹　経営事項審査において、総合評定値通知書を受けていない者

５　競争参加の資格及びその審査
⑴　建設工事契約　上記４の競争に参加することができない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行う。
①　総合数値の算定方法
ア　経営に関する客観的事項の審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・A
イ　専門技術者に関する審査数値・・・B
ウ　工事成績の審査数値・・・・・・・C
審査結果の総合数値算定方式
Ａ＋Ｂ＋Ｃ
なお、建築工事一式の総合数値算定は、経営に関する客観的事項の審査数値とする。
②　各事項の付与数値　［表のため略］
⑵　測量・建設コンサルタント等契約　上記４の競争に参加することができない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行う。
①　総合数値の算定方法
ア　年間平均測量等実績高の審査数値・A
イ　自己資本額の審査数値・・・・・・B
ウ　流動比率及び営業年数の審査数値の合計値・・・・・・・・・・・・・・・・C
審査結果の総合数値算定方式
Ａ＋Ｂ＋Ｃ
②　各事項の付与数値　［表のため略］

６　資格審査結果の通知
資格審査の結果は、文書にて通知（郵送）する。

７　資格の有効期間及び更新手続
⑴　競争参加資格の有効期間　平成24年４月１日から平成25年３月31日までとする。なお、随時受付に申請した場合は、資格を付与されたときから平成25年３月31日までとする。
⑵　有効期間の更新手続　上記７の⑴の有効期間の更新を希望する者は、平成24年10月以降に平成25・26年度に係る競争参加者の資格に関する公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

８　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い
⑴　今回の申請時において会社更生法に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。)となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
⑵　平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
⑶　更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格が取り消される場合がある。

９　合併等により新たに新設された会社等の取扱い
合併等により新たに新設された会社等とは、次の⑴から⑸までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
⑴　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併によりその一方が存続した場合における存続会社
⑵　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
⑶　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
⑷　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
⑸　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

10　申請内容の変更
有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争参加資格審査申請書変更届(建設工事、測量等)」に必要事項を記載の上、次の添付資料を添え、別記の申請場所に速やかに提出すること。
⑴　本社（店）住所
⑵　商号又は名称、電話番号（ＦＡＸ番号及びメールアドレスを含む。）
⑶　法人である場合には代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名
⑷　許可・登録の状況
⑸　営業所の名称、所在地、電話番号及びＦＡＸ番号（営業所の新設廃止を含む。）
添付資料
○法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本若しくはその写し
○個人の住所の場合は、住民票の写し
○個人の氏名の場合は、戸籍謄本（又は抄本）の写し
○許可・登録の状況に係る変更の場合は、許可・登録の証明書の写し

11　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所
別記の申請書の提出場所に同じ。

別記　申請書の提出場所
⑴　林野庁国有林野部職員・厚生課福利厚生室施設営繕班営繕係
〒100―8952 千代田区霞が関一丁目２番１号　電話（03）3502―8111　内線6335
⑵　北海道森林管理局経理課主計係
〒064―8537 札幌市中央区宮の森３条七丁目70番　電話（011）622―5214
⑶　東北森林管理局経理課支出係
〒010―8550 秋田市中通五丁目９番16号　電話（018）836―2186
⑷　関東森林管理局経理課企画係
〒371―8508 前橋市岩神町四丁目16番25号　電話（027）210―1149
⑸　中部森林管理局経理課計理主任
〒380―8575 長野市大字栗田715番地５　電話（026）236―2577